

矯正施設で働く職員

刑務官

刑務官は、刑事施設で勤務します。主に、被収容者を処遇する業務に当たり、受刑者の生活指導や改善更生に関する各種指導を行うほか、施設の規律秩序の維持、災害等の発生に備えた各種訓練を行っています。

法務教官

法務教官は、少年院や少年鑑別所のほか、刑事施設で勤務します。少年院や刑事施設で勤務する法務教官は、教育学や社会学などの専門的な知識を活かし、在院者や受刑者の改善更生のための指導を行います。少年鑑別所に勤務する法務教官は、在所者の心情の安定を図りつつ、法務技官（心理）と協力して、少年の問題性や改善の可能性を探ります。

法務技官（心理）

法務技官（心理）は、少年鑑別所のほか、少年院や刑事施設で勤務します。主に、心理学の専門性を活かし、面接や各種心理検査等により、非行・犯罪に至った原因、今後の処遇指針を明らかにするほか、各種処遇プログラムの実施や効果検証等にも携わっています。このほか、地域の非行及び犯罪の防止に貢献するため、一般の方からの心理相談等にも応じています。

作業専門官等

作業専門官は、刑事施設で勤務し、受刑者の行う刑務作業の作業教育、職業訓練の指導及び企画等の業務に従事します。このほか、外国人被収容者を処遇する上で必要な通訳等の業務を担当する国際専門官や被収容者に対し福祉的支援を行う福祉専門官などは、専門的なスキルを必要とする業務を行い、被収容者の改善更生を支援しています。

矯正医官等

矯正医官は、矯正施設で勤務し、被収容者の診察・治療、疾病の予防・健康管理等を行います。矯正施設で行われる各種教育や改善指導等は、被収容者の適切な健康管理がなされてこそ成し遂げられるものです。矯正医官のほか、看護師や薬剤師などの医療スタッフが、再犯・再非行防止の基盤づくりと被収容者の円滑な社会復帰のため、重要な役割を担っています。



刑務官



法務教官



法務技官（心理）



矯正医官